

長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、長野県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次のとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及びその他の医療機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 研修会等への参加
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所及び市町村の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) (1) 又は (2) 以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発
- イ 肝炎患者等からの医療や生活等に関する相談
- ウ ア及びイのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条 コーディネーターは、拠点病院、専門医療機関、その他の医療機関、保健所、市町村の肝炎対策担当部署、薬局及び肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、前項に規定する機関にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し公表するものとする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 医師、看護師、薬剤師等の保健医療関係者、保健所の保健師、市町村の肝炎対策担当者、肝炎患者又はその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- (2) 県または県が委託等を行った機関が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格（原則、70点以上）した者

- 2 前項（１）に規定する者で、コーディネーターを希望する者は、所属する機関等を通じて申込書（様式１）を県へ提出するものとする。
 - 3 第１項（２）に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - （１）肝疾患の基本的な知識
 - （２）県の肝炎対策
 - （３）県の肝疾患診療連携体制
 - （４）その他肝疾患に関する事項
 - 4 知事は、第１項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式２）を交付し、名簿（様式３）に登録を行うものとする。
 - 5 コーディネーターは、配置機関の変更等の理由により名簿の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式６）を県へ提出するものとする。
 - 6 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
 - （１）コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - （２）疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - （３）本人から辞退届（様式４）の提出があったとき
 - （４）第８条に規定する更新研修を受講しなかったとき
（技能向上及び活動支援）
- 第６条 県は、研修会の開催、情報提供等により、コーディネーターの継続的な技能の向上を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストをホームページ等に掲載し周知を図るものとする。
（守秘義務）
- 第７条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第５条第６項の規定により認定を取り消された後も同様とする。
（認定更新）
- 第８条 コーディネーターは、更新を希望する場合は、県または県が委託等を行った機関が実施する更新研修を３年に１回以上受講しなければならない。
（活動報告）
- 第９条 コーディネーターは、当年度の活動状況について、翌年度の４月末日までに、活動状況報告書（様式５）により県に報告しなければならない。
（その他）
- 第１０条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。